

## 法学政治学研究科

I	教育の水準	.....	教育 2-2
II	質の向上度	.....	教育 2-4

## I 教育の水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

### 分析項目 I 教育活動の状況

#### 〔判定〕 期待される水準を上回る

#### 〔判断理由〕

観点1-1「教育実施体制」について、以下の点から「期待される水準を上回る」と判断した。

- 法学・政治学の広範な分野に対応するため、専任教員については、総合法政専攻に修士課程の担当 55 名、博士後期課程の担当 102 名、法曹養成専攻に実務家教員 12 名を含む 58 名を配置している。専任教員一人当たりの学生数は、総合法政専攻の修士課程では 0.72 名、博士後期課程では 0.83 名、法曹養成専攻では 9.2 名となっている。
- 留学生の修了生を対象に、教育や生活全般についてのアンケートを実施し、その結果をまとめた資料を教育改善のために各教員へ配付している。また、修士課程 2 年次生の留学生を対象に、日本語の校正を行う「修士論文作成支援制度」を設けている。
- 他部局と連携した博士課程教育リーディングプログラムである「超高齢化社会を共創するグローバルリーダー養成プログラム」に参画しているほか、研究科附属のビジネスロー・比較法政研究センターでのビジネスロー講演会等、一般人を対象とした講演会を企画して学生に参加の機会を与えるなど、社会的要請に対応した分野横断的な教育を実施している。

観点1-2「教育内容・方法」について、以下の点から「期待される水準を上回る」と判断した。

- 専門分野別の各種研究会を実施し、学内外の研究者による先端的研究を学生が学ぶ機会を設けている。また、ビジネスロー・比較法政研究センターにおいて、国内外のゲストや当該研究科の教員による講演、シンポジウム、セミナーを開催し、国際的・先端的な比較法政研究、法学・法実務を学修する機会を設けている。
- 第2期中期目標期間（平成 22 年度から平成 27 年度）において、コロンビア大学（米国）、ミシガン大学（米国）のロースクール教員による授業をほぼ毎年度開講している。
- 部局間交流協定に基づき、北京大学法学院（中国）27 名、ソウル大学校法科大学（韓国）12 名、ハーバード・ロースクール（米国）2 名の留学生を受け入れている。また、留学生が当該研究科の学生に学習の相談ができる「留学生学習相談室」制度を実施し、留学生が学習環境に慣れるための配慮を行っている。

る。

- 成績評価・論文評価の基準をウェブサイトで明示することにより、成績評価の透明性の確保に努めるとともに、全学の制度と連動して、博士学位請求論文の内容を提出と同時にウェブサイトで公表し、学問業績の評価の透明性を高めている。

以上の状況等及び法学政治学研究科の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

## 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

### 〔判定〕 期待される水準にある

#### 〔判断理由〕

観点2-1「学業の成果」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 第2期中期目標期間において、総合法政専攻修士課程の学位取得者数は14名から22名、博士課程の学位取得者数は7名から18名の間を推移している。また、法曹養成専攻の修了生は180名から268名の間を推移している。
- 優れた博士論文の顕彰制度を設けており、第2期中期目標期間の対象論文数は50件程度となっている。また、優れた修士論文や博士論文は協会雑誌、学会雑誌等に掲載されている。

観点2-2「進路・就職の状況」について、以下の点から「期待される水準にある」と判断した。

- 第2期中期目標期間において、総合法政専攻修士課程の修了生のうち7割程度が博士課程へ進学している。また、各年度で1名から3名程度が当該研究科の助教へ採用されている。
- 総合法政専攻博士後期課程の主な就職先は学術研究又は教育関係機関となっており、第2期中期目標期間では34名が国立大学を含む高等教育機関に就職し、10名が政府関係機関の研究員、3名が弁護士となっている。

以上の状況等及び法学政治学研究科の目的・特徴を勘案の上、総合的に判定した。

## II 質の向上度

### 1. 質の向上度

〔判定〕 高い質を維持している

〔判断理由〕

分析項目Ⅰ「教育活動の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- コロンビア大学（米国）、ミシガン大学（米国）のロースクール教員による授業の開講や、部局間交流協定に基づく北京大学法学院（中国）、ソウル大学校法科大学（韓国）、ハーバード・ロースクール（米国）からの留学生の受入等、海外の教育研究機関との連携による大学院教育の国際化に取り組んでいる。
- 一部の授業科目では、平成 27 年度から法律実務経験のある社会人を大学院科目等履修生として受け入れる公募履修生の制度を実施している。

分析項目Ⅱ「教育成果の状況」における、質の向上の状況は以下のとおりである。

- 第 2 期中期目標期間の総合法政専攻博士後期課程の就職先は、34 名が国立大学を含む高等教育機関、10 名が政府関係機関の研究員、3 名が弁護士となっている。また、修士課程では、各年度 1 名から 3 名程度が当該研究科の助教へ採用されている。
- 第 2 期中期目標期間の総合法政専攻の学位授与数については、修士課程は 14 名から 22 名、博士課程は 7 名から 18 名の間を推移している。
- 優れた博士論文の顕彰制度を設けており、第 2 期中期目標期間の対象論文数は 50 件程度となっている。

これらに加え、第 1 期中期目標期間の現況分析における教育水準の結果も勘案し、総合的に判定した。

### 2. 注目すべき質の向上

- コロンビア大学（米国）、ミシガン大学（米国）のロースクール教員による授業の開講や、部局間交流協定に基づく北京大学法学院（中国）、ソウル大学校法科大学（韓国）、ハーバード・ロースクール（米国）からの留学生の受入等、海外の教育研究機関との連携による大学院教育の国際化に取り組んでいる。